

地方分権改革の推進 に関する緊急提言

平成18年6月

福井県自治体代表者会議

地方分権改革の推進に関する緊急提言

地方分権改革は、国と地方の役割分担を明確にしながら、国による過剰な関与や規制を撤廃して地方の自主性と自立性を確保し、住民の自己決定権に基づく真の国民主権を実現するための改革であり、強力に推進されなければならない。

しかしながら、政府内では、国の財政再建のみを優先し、「地方固有の財源」である地方交付税の削減や法定率引下げなど、一方的な地方への負担転嫁の議論がなされており、これは、本来の地方分権改革の理念と大きくかけ離れたものであり、容認できない。

地方交付税など地方税財政制度の改革は、地方自治体が国とともに国家をつくっているという本質を踏まえた改革として推進する必要がある。

こうした中、全国地方六団体は、地方自治法の規定に基づき、「地方分権の推進に関する意見書」を内閣および国会に提出しており、国は、これを最大限に尊重し、その実現に全力を傾注すべきである。

我々としても、住民を代表し、地方財政の自立につながる真の地方分権改革を推進するため、下記の事項の実現を強く求める。

記

1 地方分権改革の推進方策

歳出・歳入一体改革等の議論は、平成5年来の地方分権改革の推進という大きな潮流に沿って進められるべきである。

- (1) 国会の場において、地方行財政会議（仮称）の設置等を盛り込んだ新たな地方分権推進法の制定、さらには、「地方自治の保障・地方分権の確立」を憲法改正の柱の一つに据えた議論を行うこと。
- (2) 国と地方の役割分担の明確化を行い、国の過剰関与の廃止や二重行政の排除、国の地方支部分局の廃止などを徹底し、国・地方の一体的な歳出削減に取り組むこと。

2 分権時代にふさわしい税制の確立

国と地方の最終支出と税収割合のアンバランスを解消し、受益と負担が明確な地方税制を構築する必要がある。

- (1) 国税と地方税の配分について、まずは1：1とすること。
- (2) 税源移譲を進めるに際し、地方間の格差を踏まえ、新たな税制の仕組みを検討するなど、国と地方の税制のあり方を抜本的に見直すこと。

3 地方交付税による必要な地方財源確保の堅持

地方交付税は、教育、治安、社会保障など住民生活に不可欠な公共サービスの提供に必要な財源を保障する地方固有の財源である。

- (1) 地方交付税の財源調整機能および財源保障機能を堅持することを明確にし、景気対策や政策減税など国が約束した後年度交付税措置の確実な履行をはじめ、引き続き、地方交付税の必要額を確保すること。
- (2) 地方の固有財源であることを明確にするため、「地方共有税」制度に改め、交付税特別会計への「直入」とし、財源不足に対しては、法定率の引上げで対応すること。
- (3) 人口と面積を基本とする新型交付税は、実態に合わせず、地域間の財源格差を拡大させる。こうした算定の単純化には限界があることを認識し、的確な指標を用いた算定の検討を進めること。

4 国庫補助負担金の廃止

国庫補助負担金は、国家的プロジェクトや災害復旧など特定地域において多額の事業費を要するものを除いて廃止することとし、当面、その総件数の半減を目途に廃止（一般財源化）すること。

5 地方債による円滑な資金調達の確保

地方債の完全自由化、破綻法制の導入は、財政力の弱い自治体では、金利の上昇ばかりでなく、起債による資金調達そのものが困難になる。

- (1) 上・下水道、病院など住民生活に欠かせない社会基盤の整備が円滑に実施できるよう、引き続き、長期・低利の資金を安定的に供給する地方自治体全体の共同債券発行機能を確保すること。
- (2) 共同債券発行機能を十分に果たすために必要な財務基盤を確保するため、現在の公営企業金融公庫の財務基盤は、地方自治体全体の共同債券発行機能を担う新たな組織に確実に引き継ぐこと。

平成18年6月9日

福井県自治体代表者会議

| | |
|--------------|-------|
| 福井県知事 | 西川 一誠 |
| 福井県議会議長 | 松崎 晃治 |
| 福井県市長会会长 | 坂川 優 |
| 福井県市議会議長会会长 | 木村 市助 |
| 福井県町村会会长 | 今井 理一 |
| 福井県町村議会議長会会长 | 渡辺 恵 |